

みやぎ米ごほうびマルシェ 実施要項

宮城県農政部みやぎ米推進課

1 目的

みやぎ米の生産、加工、流通、販売、普及拡大に携わる事業者、関係者が一体となってみやぎ米の認知度向上と消費拡大を図るため、今年度新たに制定された「食材王国みやぎ農産の日」の関連イベントとして、県内在住者を対象に新米時期に販売会を開催し、みやぎ米をPRするもの。

2 主催

宮城県

3 協力

宮城米マーケティング推進機構

4 実施場所

宮城県行政庁舎 1 階県民ロビー（仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1）

5 実施日時

令和 8 年 1 0 月 5 日（月）午前 1 0 時から午後 3 時まで
※準備と後片付けを含めて午前 9 時から午後 4 時まで

6 実施内容

(1) 販売対象者（ターゲット）

一般来庁者、職員等県内在住者

(2) 出店事業者等

みやぎ米に関する生産者、食品製造者、農産業関係団体、加工品・雑貨等製造事業者
（1 2 者程度を想定）

※ 出店者は申込状況により主催者が決定するが、多数の申込があった場合には、以下の事項等を踏まえて出店者を決定する。

- ・みやぎ米定期販売会への出店状況（初出店の方を優先）
- ・申込時に記載された参加理由（事業目的を理解し、みやぎ米の情報発信に意欲的な理由を記載した方を優先）

(3) 出店申込方法

みやぎ電子申請サービス（L o G o フォーム）を利用し、出店希望者が直接申込を行います。

▼みやぎ電子申請サービス

【宮城県】みやぎ米ごほうびマルシェ出店申込_農政部みやぎ米推進課

<https://logoform.jp/f/eIzPl>



(4) 販売品目

販売する商品は事前に販売商品として届出した商品に限る。また、販売品目は県内生産のみやぎ米や、それを使用した加工品（酒類含む）、雑貨とし、次の要件を満たすこと。

- 県内生産のみやぎ米を原料として製造又は加工されたものや、県内生産のみやぎ米の生産・流通・販売に実際に使用された資材等を活用して製造されたもの。
- 冷凍品・冷蔵品等温度管理が必要な商品を販売する場合は、適切に温度管理ができる冷凍・冷蔵ケース（以下、「冷ケース」という。）を持ち込み、適切に販売すること。
- 酒類については、酒類販売許可を持つ事業者等であれば販売可能とするが、販売にあたっては、仙台北税務署からの酒類に関する臨時販売許可を受けること。（庁舎内での試飲不可。飲酒厳禁）
- 実施場所での調理行為、火気の使用は厳禁
- 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。

食品表示法に関すること

- 令和4年4月1日から、全ての加工食品（輸入品を除く）の重量割合が最も高い原材料の原産地表示が義務付けられています。
（参考）消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html#business
- 令和5年4月1日から、遺伝子組換え表示制度が変わります（任意表示の変更）
（参考）消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/

食品衛生法に関すること（令和3年6月1日から全部施行）

- 令和3年6月1日から、原則、全ての食品等営業者にHACCPに沿った衛生管理が求められています。
- 令和3年6月1日から、営業届出制度が施行されました。本事業に出店する場合は、一部の届出対象外営業者を除き、事前に「仙台市保健所青葉支所（青葉区役所内）」へ届出をする必要があります。これまで許可・届出が不要であった完成品（包装品）や弁当・惣菜、野菜果物等の販売も届出対象になりますので注意してください。（令和6年4月1日以降に、みやぎ米定期販売会に出店し、既に営業届出をしている事業者で、販売会終了後に廃止届出を出しておらず、届出内容に変更がなければ、再度営業届出をする必要はありません。）届出の要否等、食品衛生法に係る営業届出に不明点等がある場合は、仙台市保健所青葉支所（TEL：022-225-7211）にお問い合わせください。
（参考）厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>
（参考）厚生労働省の食品衛生申請等システム
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_0001

- (5) 会場使用料及び出店料
無料

(6) 使用可能な備品等

使用可能な備品は、原則として次のとおりとする。

○ 貸出可能な備品（無料）

※貸出備品を破損した場合は、使用した出店者に弁償していただきますので、備品の取扱には十分注意してください。

- ・常温販売台（おおむね 1,800mm×450mm×700mm）：1～2台

※冷ケースを使用する場合はその使用台数に応じて、常温販売台の使用可能台数を減ずる。

- ・折りたたみ椅子：1脚
- ・テーブルクロス：1枚
- ・電源コンセント

※事前に希望した事業者に限る。

○ 持込可能な備品

- ・貸出常温販売台上に設置する陳列カゴ等の備品
- ・テーブルクロス
- ・パンフレットスタンド（販売スペース内に設置可能なもの）
- ・冷ケース（幅 1,800mm以内、電気容量 1,200w以内）
- ・その他、装飾物は通行人の妨げにならない場合に設置可能とする。

(7) 出店者用の駐車場として、県指定駐車場を1者につき1台まで利用可とする。

2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。

(8) 搬出入の際は県庁舎北側の荷受け場を使用すること。

車両の混雑が予想されるので、少量の荷物の場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。

7 イベント開催手続きのスケジュール

日程等	手続内容
出店決定時	出店決定の連絡と同時に、出店に必要な書類や確認事項等をみやぎ米推進課から出店者へメール送付
4週間前	みやぎ電子申請サービス（L o G o フォーム）より、販売商品一覧等をみやぎ米推進課に提出
1週間前	販売会当日のスケジュール、レイアウト、県指定駐車許可証等を出店者へメール送付
開催後1週間以内	みやぎ電子申請サービス（L o G o フォーム）より、売上実績等をみやぎ米推進課に報告

8 実施条件

実施に際しては、次の条件を遵守すること。

なお、遵守されない場合には、開催中であっても直ちに販売を中止させることがあるので、十分留意すること。

(1) 出店者は運営責任者を選任し、運営責任者に次の役割を担わせること。

○ 販売会の管理指導

- ・H A C C P に沿った衛生管理及び食品表示の適正化に対する管理指導を行うこと。
- ・販売開始前に、事前に届出した販売商品と当日の販売商品が合致するか確認すること。

(2) 本事業は、「県政だより」や県ホームページなどを通じて県民に事前告知をすることから、災害その他のやむを得ない場合を除いて出店中止を認めないので、留意すること。

(3) 本事業は、みやぎ米の推進を目的として開催するものであり、単なる販売の場の提供ではないので、事業目的を十分理解の上、実施すること。

(4) 出店者は、本事業の広報に必要な商品画像やPRコメント等の提供に可能な範囲で協力すること。また、自社ホームページやSNSにおいて、本事業への出店を告知するよう努めること。

(5) 当日、販売従事者は以下の注意事項を遵守し、販売商品や実施場所の管理を徹底すること。

場所・時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売場所は、指定されたスペース内で行うこと。 ○ <u>午前9時50分までに陳列を終えること。</u> ○ 販売時間は<u>午前10時から午後3時まで</u>であり、販売時間以外の販売行為は行わないこと。
搬入／搬出 車両駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両の駐車場については、1者につき<u>1台まで</u>県指定駐車場に駐車できる。2台目以降は近隣の有料駐車場を利用すること。 ○ 県指定駐車場利用時には事前に送付する県指定駐車場許可証を印刷の上、持参すること。 ○ <u>県指定駐車場の利用可能時間は午前9時から午後4時まで</u>のため、利用可能時間外の駐車が必要な場合は、民間の駐車場を利用すること。 ○ 搬入・搬出は宮城県庁北側の荷受け場を使用すること。 ○ 車両の混雑が予想されるので、少量の荷物の場合は駐車場から台車で運搬するなど、混雑緩和に努めること。 ○ 出店者は宮城県行政庁舎1階北側防災センターで入庁の受付をすること。 ○ 備品を搬入、設置する場合は、養生など庁舎施設のき損、汚損予防を行い、職員の指示に従うこと。
販売可能な商品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施要項での要件を満たし、事前に届出した商品のみ販売できる。<u>届出のない商品は当日持参しても販売できない。</u> ○ 強いにおいがする商品は販売できない。真空パック包装等、においが漏れないように工夫して販売すること。
食品表示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示法を遵守すること。<u>販売する商品の食品表示が適正でない場合は販売できない。</u>
販売方法等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大声での呼び込み行為は行わないこと。 ○ 他の目的で訪れる一般来庁者及び県庁見学者の妨げにならないよう配慮すること。 ○ 販売業務、商品管理及び会計管理は、出店者又は出店者から依頼された者が責任をもって行うこと。 ○ お客様が代金決済後に商品を預け、その日のうちに戻らないケースが散見される。県では荷物、金銭の預かりは一切行わないので、商品の預かりの際は連絡先を聞き、代金決済は商品と引換に行うことを徹底すること。 ○ 常時1名以上が会場で対面販売を行うこと。 ○ 商品の陳列、販売に使用する備品等のうち、県から貸出可能な備品以外については出店者が用意すること。 ○ 商品を陳列する際は、可能な限りみやぎ米の普及PRのための装飾を併せて行うこと。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ HACCPに沿った衛生管理を徹底すること。 ○ 在庫商品や空き箱等を整理整頓すること。 ○ 販売従事者は手洗い・手指消毒を徹底し、体調が悪い方は従事しないこと。

ゴミ処理	○ ゴミは持ち帰ること。 ○ 販売会終了後は清掃を行うこと。
売上報告	○ 開催後1週間以内に売上報告を行うこと。
禁止事項	○ 包装されていない商品の販売（いわゆる「ハダカ売り」）は行わないこと。 ○ 実施場所での食事は行わないこと。（水分補給、試食は除く。） ○ ポスター等の壁面へ貼付しないこと。掲示物は備品に養生テープで貼付すること。
その他	○ 県からの貸出備品を破損した場合は、使用した出店者が弁償することとなるため、丁寧に使用すること。

9 試飲試食実施を希望する場合の注意事項

試飲試食実施を希望する場合は、販売従事者は以下の注意事項を遵守すること。

なお、遵守されない場合には、開催中であっても直ちに試食を中止させることがあるので、十分留意すること。

試食不可の食品	
○ その場で切る、焼く等の調理が必要なもの ○ 酒類 ○ 臭気を伴うもの ○ 油分の多いもの（オイル漬け等）	
提供方法の例	
○ 試食する商品を取り出し、容器を使用して提供する方法（つまようじや使い捨てスプーンを使用し提供、小さいカップに入れて提供など） ○ 個包装された商品を個包装されたまま提供する方法（個包装1つずつに食品表示を記載すること。当日、個包装された商品の食品表示が確認できないものは提供できない。）	
注意事項	
提供物の準備等	○ 一口サイズに切る必要がある商品は、衛生が確保された場所で、あらかじめ切ったものを持参すること。（実施場所ではカット不可） ※「衛生が確保された場所」とは、届出施設の調理場等を指す。
衛生管理 温度管理	○ 定期的な手洗いをを行い、提供の都度、手指のアルコール消毒を実施すること。（手袋着用推奨） ○ 要冷蔵商品（開封後要冷蔵を含む）を提供する場合は、商品は容器に入れ、提供の直前まで温度計を設置した冷蔵庫または保冷バッグ等に保管の上、定期的に温度を確認し、温度管理を徹底すること。温度が10度を超えた場合は、提供しないこと。
提供時	○ 実施場所のブース内で提供すること。 ○ 販売従事者が手渡しやトレーに載せるなどにより提供すること。（「ご自由に試食ください」とはしないこと） ○ 子供へは絶対に直接試食を渡さず、保護者にアレルギーの有無を確認し、保護者に提供すること。
ゴミ処理 清掃	○ 提供に使用する容器等は、使い捨ての物を使用すること。 ○ 使用済みの容器等を入れるゴミ入れを用意し、ゴミは必ず持ち帰ること。 ○ 試食でお客様の手が汚れた場合に渡すウェットティッシュ等を用意すること。 ○ 清掃に必要な用具（雑巾等）を用意し、試食提供で床等が汚れた場合は、清掃すること。

10 その他

(1) 災害等が発生した場合、やむを得ず中止する場合がある。

(2) この要項に定めるもののほか必要な事項については、その都度関係者と協議の上定める。

11 問い合わせ先

宮城県農政部みやぎ米推進課生産販売班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話：022-211-2841

E-mail：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp